

公立図書館利用者の一次資料入手性を高めるための 「図書館ポータルシステム」の検討

A Study on the Public Library Portal System with Function for Improving Users' Primary Materials Availability

間 部 豊*

要旨

本研究では「図書館ポータルシステム」の最も基本的な要件である利用者の一次資料入手性に着目し、利用者が利用登録から一次情報入手に至るまでの一連のプロセスをシームレスに実行するための制度的・技術的側面を検討した。

その結果、(1)利用登録・(2)文献の所在・所蔵検索・(3)一次資料の入手に至ることができる「図書館ポータルシステム」の制度的要件とシステム構成を明らかにすることができた。

キーワード：図書館ポータルシステム／一次資料入手性／標準番号・書誌番号総合目録

1. はじめに

多くの人々にとって主たる情報入手源が文献からウェブ情報源に移行して久しい。確かにサーチエンジンの進歩により検索結果に対するノイズの低減が見られるものの、ウェブ情報源の正確性・信頼性と言う点においては文献には及ばない。

一方、文献は学術雑誌における査読制度や単行本における出版社による編集・校正という過程を経ることにより、その情報の正確性・信頼性というものが担保されている。その意味において図書館が持つ図書館資料は依然として信頼性の高い情報源として有効であり、インターネット全盛の今日においてもその価値が減ずることはない。

これら図書館資料の所蔵情報の提供と資料提供を結びつける方法として、著者は「図書館ポータルシステム」¹⁾を検討した。「図書館ポータルシステム」が実現すれば、利用者はどのような文献が「存在」し、全国のいずれの図書館で「所蔵」しているか確認し、アクセスポイントを経由して

一次資料を入手することが可能となる。

これらの機能は①一元的な利用者情報の管理・②総合目録の完備・③利用者の利便性を考慮した一次資料の提供制度が備わって初めて実現するものである。しかし、現在の公共図書館はこれらの条件を満たす形で資料提供を行うシステム・制度はいまだ確立されていない。

そこで本研究では「図書館ポータルシステム」の最も基本的な要件である、利用者が「図書館ポータルシステム」を用いて①利用登録・②文献の所在・所蔵検索③一次資料を入手する機能に限定した上で、「図書館ポータルシステム」構築のための制度的・技術的な課題を検討し、その解決モデルを提案することを目的とする。(以下、本研究における「図書館ポータルシステム」とはこれらの機能に限定したものとする。)

研究方法として、現在の公立図書館における図書館資料提供のあり方を分析する。次に近年出版流通において存在感の増しているオンライン書店による資料流通と比較し、「図書館ポータルシステム」の目指すシームレスな資料提供を行うための課題分析を行う。さらに、抽出した課題分析の中から「図書館ポータルシステム」を通じてサー

* Yutaka MABE
北陸学院大学短期大学部 コミュニティ文化学科
図書館情報学

ビスを行う上での制度的課題と「図書館ポータルシステム」構築のための技術的課題に分けて解決方法を検討し、最終的に利用登録から所蔵検索、一次資料入手までをシームレスに実現する「図書館ポータルシステム」の全体図を明らかにする。

2. シームレスな一次資料入手のための課題

2.1. 現在の図書館における資料提供

利用者側から現在の図書館における資料提供サービスを見た場合、自分が図書館から資料提供を受けるには複数の手続きを踏む必要がある。

まず資料提供を受けるためには自分が利用可能な公立図書館で利用登録を行う必要がある。利用者が利用登録を行うことによって、貸出しサービス・予約サービス・リクエストサービスなどの図書館サービスを楽しむことができる²⁾。

また文献の所蔵調査においてはその図書館の目録調査を行う必要がある。近年、OPACをウェブ上に公開している図書館も多いが、OPAC未公開の場合には利用者が個別に図書館に照会する必要がある。またその図書館で未所蔵の場合には総合目録・横断検索システム・他の図書館の目録を検索して所蔵調査を行う必要がある。

この行為自体は利用者にも可能であるものの、一次資料入手のためには図書館のリクエスト制度を利用する必要がある。したがって最終的には図書館側が相互貸借の手続きを行うことで一次資料を手配する必要があり、利用者自身が文献の所蔵情報を確認できた場合でもウェブ上から直接所蔵館から資料取り寄せの手続きを行うことはできな

い。

また実際に一次資料を利用する行為は、利用者がリクエストを依頼した図書館の指定するアクセスポイントを経由して行われる。このアクセスポイントは一部例外を除いて通常は図書館窓口である。

2.2. オンライン書店流通システムとの比較

図書館と書店においては取り扱う資料の範囲や資料を扱う意義について違いがあるものの、オンライン書店が(1)顧客登録(図書館における利用登録)・(2)商品検索(所蔵調査)・(3)商品の提供(一次資料の入手)という流れで一次資料の提供を行っている点で共通性がある。また「図書館ポータルシステム」が目指す(1)～(3)までのオンライン上のシームレスな利用手続きは、多くのオンライン書店では既に実現されて久しいものである。

そこで次に現行の公立図書館における資料提供プロセスとオンライン書店の商品提供プロセスを比較することで、「図書館ポータルシステム」実現上の制度的・技術的課題を明らかにしていく。

2.3. 利用登録における課題

表1は一般的な公立図書館とオンライン書店の代表格であるAmazon³⁾との比較である。

まず(1)利用登録であるが、Amazonはサイト上からE-mailアドレスと氏名を登録するだけで自分のアカウントを作成でき、本人認証は商品の受領と支払いによって担保されている。それに

表1 利用登録から一次資料入手までの比較

		公立図書館	オンライン書店 (Amazon)
(1)利用登録	登録の申し込み場所	利用者が利用可能な公立図書館(以下「図書館」)	Amazonサイトから(以下「サイト」)
	申し込み方法	図書館に来館。(郵送申し込み可能な図書館あり)	サイト内のフォームから
	登録情報の入力	図書館窓口において業務システム上から実施。	サイト内のフォームから利用者が入力。
	本人確認	窓口にて身分証明証を提示(郵送申し込みの場合、身分証の控えを郵送)	商品の宅配が原則のため、登録住所に商品が届くことで確認可能。また、支払いにクレジットカードを使用する場合は信用情報を利用して
(2)所蔵調査	目録の範囲	自館所蔵資料	自社及び出店企業の提供商品。実態は販売書誌に絶版資料の書誌を加えた全国書誌的な内容となっている。
	目録の提供	ウェブ上にOPACを公開している場合はウェブで、非公開の場合には図書館内で提供。	サイト内に公開
	提供可能資料の範囲	相互貸借を行っている図書館間	「目録の範囲」と同じ
	提供可能資料の目録	横断検索システム、総合目録ネットワークなど提供しているケースがあり。	「目録の提供」と同じ
(3)一次資料の入手	体現形の特定	利用者が「提供可能資料の目録」を利用して特定するか、図書館員が代行して特定。最終的に「リクエスト制度」を使用して特定。	サイト上から指定
	個別資料の特定	「提供可能資料の目録」を使用して図書館職員が指定。	Amazonが指定。
	個別資料の入手	図書館が指定するアクセスポイント。多くは図書館窓口である。(一部にコンビニエンスストアなど図書館外のアクセスポイントを提供する公立図書館もある)	宅配指定先(自宅・職場・その他指定する場所)、コンビニエンスストア

対して図書館には以下のような制約がある。

- (1) 利用者は公立図書館の窓口で登録することを原則とするケースが多い。
- (2) 公立図書館ごとに利用登録の可否の条件が異なる。(多くは当該自治体の住民又は通勤・通学者などの制限がある)
- (3) 本人確認(住所・連絡先などの個人情報)が必須である。

これらの制約の理由として、第一に公立図書館は基本的に当該自治体住民に対して資料提供の責任を負っているためである。したがって、当該自治体の利用条件に合致しない利用者が自由に登録できる制度を作る理由が無い。

そもそもオンライン書店が単一の私的企業であるのに対し、公立図書館はそれぞれ異なる自治体の公共サービス機関である。設置母体の異なる公立図書館同士が相互貸借制度などにより図書館資料の貸借を行うのは、都道府県単位・全国単位の図書館団体等を通じた公立図書館間の協定などに基づいているためである。そして図書館が利用者の資料要求に応じて他の自治体の公立図書館から資料を借用してまで提供するの、基本的に主に当該自治体の住民である利用登録者に対する資料提供サービスのためである。

したがって「図書館ポータルシステム」が目指すシームレスな図書館資料提供システムを実現するに当たっては、

- ① 「図書館ポータルシステム」管理団体を制度的にどのように位置づけるのか。
- ② 「図書館ポータルシステム」管理団体と各公立図書館との間の責任関係を明確にする必要がある。

第二にオンライン書店の機能は金銭的な等価交換を行う商品売買であり、顧客登録から売買契約の成立までを一企業内で完結している。

一方、「図書館ポータルシステム」を含めた図書館サービスにおいては、資料探索から予約までの手続きまでのテクニカルサービスを「図書館ポータルシステム」が処理し、実際に一次資料を

資料提供するサービスは公立図書館の提供サービスとして処理する。このように利用者側からは一連のサービスとして見えるものの、実際には「図書館ポータルシステム」管理団体と公立図書館の二段階による資料提供サービスとなっている。したがって、

- ③ 「図書館ポータルシステム」利用者と「図書館ポータルシステム」管理団体との間の責任関係
- ④ 「図書館ポータルシステム」上の個人情報と各公立図書館が有する個人情報の管理および責任関係

の2点を明確にする必要がある。

さらに①～④の制度的課題を解決した上で、システムの課題として

- ⑤ 「図書館ポータルシステム」上における利用者登録機能
- ⑥ 「図書館ポータルシステム」と各公立図書館との間の個人情報照会機能について明らかにする必要がある。

2.4. 所蔵調査における課題

次に(2)所蔵調査について比較検討する。

Amazonは図書に限定せず多様な商品を取り扱う総合的な商用サイトである。これを図書及び雑誌に限定した場合、現在購入可能な文献の大部分をカバーしており、その意味では販売書誌的な機能を有している。さらに絶版資料についても書誌情報が提供されており、中にはアカウントユーザーが出品する形で絶版資料も商取引されている。そのため単純な販売書誌にとどまらず、一種の全国書誌に近い書誌データベースとなっている。

一方、公立図書館は自館所蔵資料の目録を作成し、ウェブ上にOPACを公開することが一般的となっている。目録の収録範囲は当該図書館資料に限定されるため、リクエスト制度・相互貸借制度を併用して他館所蔵資料を検索する場合には別途所蔵調査が必要となる。

そのために主たる相互貸借制度の対象範囲であ

る都道府県単位において、「横断検索システム」⁴⁾や「総合目録」⁵⁾を作成して提供可能な資料を調査可能にしている。

この両者を比較した場合、図書館側の所蔵調査システムは以下のような制限が存在する。

- (1) 調査可能な書誌情報の集合が所蔵調査システム参加館に限定されている。
- (2) 横断検索システムの場合、システム内に書誌を持たず、書誌同定を検索者の判断に依存している。
- (3) 総合目録の場合、更新頻度に応じて収録範囲が限定され、リアルタイムの所蔵状況を反映していない⁶⁾。

第一の制限に関して、これらはそもそも図書館側の所蔵調査システムがリクエスト制度・相互貸借制度を考慮して作成されていることが挙げられる。

すなわち、サービスの流れとしてまず利用者の資料要求（リクエスト）があり、それに対して図書館側が書誌調査・所蔵調査を行っている。その結果、自館資料の提供が不可能な場合でかつ他館所蔵資料を借用できる場合には、図書館側が相互貸借制度を用いて資料を取り寄せる。このように実際の情報検索・物流確保の担い手が図書館側にあるため、所蔵検索ツールの範囲が相互貸借制度の枠組み内に収められている方がむしろ合理的である。

また現在、市町村立図書館までを含む全国的な総合目録は存在しない。したがって図書館による所蔵調査においては、既存の全国書誌・販売書誌・各種目録など各ツールの役割に応じた使い分けが一般化している。言い換えれば書誌・目録類の使い分けが一般化していたからこそ、単一の情報検索システムで書誌情報から所蔵情報まで全てを確認するツールの必要性が少なかったと考えられる。

オンライン書店と比較するまでもなく、利用者視点の情報検索においては、単一の情報検索システムで書誌・所蔵状況が確認できる方が利用者にとっての利便性が高い。したがって「図書館ポータルシステム」によって利用者自身がシームレス

な文献の所在・所蔵情報を入手するためには、制度的・システムの検討事項として、

- ① 全国書誌・販売書誌と地域総合目録の連携機能の確立方法を明らかにする必要がある。

次に第二の制限に関して述べる。

先に触れたように「横断検索システム」は各図書館が公開しているウェブ上のOPACを一括して検索代行しているシステムである。これは複数の目録に共通の検索語を与え、その結果を一覧表示する機能に過ぎない。近年、検索結果を機械的に書誌同定する横断検索システムも登場しつつあるが⁷⁾、最終的な書誌同定の判断は検索者に依存することには代わりがない。

このような分散型所蔵検索システムは自ら書誌を持たないためシステム的には単純な設計であり、比較的容易に構築することができる。検索者が書誌同定するだけの能力がある場合（例えば図書館職員）、このような安価な所蔵検索システムの意義は大きい。一方、書誌同定に関する知識を有しない一般利用者は、検索結果を正確に読み取ることができないケースも考えられる。

また、これまで図書館は複数の図書館の所蔵を明らかにするツールとして総合目録を構築してきた。総合目録はその書誌同定にかかる作業量が膨大であることから都道府県単位で作成されるケースが減ってきている。しかし利用者の情報検索における利便性を考えれば、総合目録の構築はなお一考の余地があるのではないか。

総合目録は事前に書誌同定が行われているため、検索者自身による複雑な書誌同定作業は不要である。またFRBRが目指す文献世界の再整理という長期的目標から見ても、まず体现形レベルの書誌調整が望ましい。また「図書館ポータルシステム」が目指す物流管理機能を考慮しても、可能な限り書誌および所蔵情報の事前統合が望ましい。したがって「図書館ポータルシステム」構築のためには制度的・システムの要件として、

- ② 比較的簡便に地域総合目録の作成・維持をする方法の確立

を明らかにする必要がある。

最後に第三の制限に関して述べる。

総合目録は複数の異なる図書館間の所蔵状況を集約することを目的として作成されているため、Amazonのような単一組織の情報検索システムとは異なり、「自館目録の更新後に総合目録を更新する」というステップが必要になる。これは総合目録の構造上の問題であり、いかに自館目録を更新した後に迅速に総合目録を更新するのかという制度的・システムの課題である。したがって、

- ③ 「図書館ポータルシステム」参加館において、迅速な所蔵情報の更新に関する制度を明らかにする必要がある。

2.5. 一次資料入手における課題

最後に(3)「一次資料の入手」について比較検討する。既に述べたように、Amazonが提供するシステムはインターネット上の多くで行われている電子商取引システムであり、取扱商品のカタログとカートシステムを持っている。顧客はカートに入れた商品の届け先と支払い方法を選択し、商品を受け取る。内部的には物流管理システムと連動しており、顧客の注文情報に同期して商品を宅配便で発送する。

これらのシステムは取り扱っている商品が書籍・雑誌・映像資料など著作物というだけで、インターネット上で行われる電子商取引のあり方としては珍しくはない。しかし商品の選択から一次情報の入手という一連のプロセスを単一システム上で実現しているという点においては、送料の自己負担を伴うにせよ、システムの的にも制度的にも現在の図書館側の一次資料提供方法より利用者の利便性が高い。現在の図書館側の一次資料の提供方法を比較してみると、以下のような制限が存在すると考えられる。

- (1) 利用者が著作の体现形に対する予約ができない。
- (2) 利用者からの予約情報は利用登録した図書館ごとであり、複数の図書館で共有することを前提としていない。

- (3) 物流管理機能が存在しない⁸⁾。
- (4) 一次資料を入手するアクセスポイントが限定的である。

第一から第三の制限に共通な要因としてあげられるのが、双方の所蔵調査システムの役割の違いである。

繰り返しになるが、現行の図書館における総合目録・横断検索システムはあくまで参加間内の「所蔵情報」を確認するツールに過ぎない。したがって複数の異なる所蔵館間の物流管理の機能は存在せず、それゆえに体现形単位の予約は前提になっていない。

利用者は自らが登録する図書館に体现形で資料要求(リクエスト)を行うが、所蔵調査及び個別資料の指定は図書館内部で人的に行われている。また物流における指示は相互貸借制度の中で図書館間の取引としてやはり人的に行われる。

したがって利用者自身が「図書館ポータルシステム」上で一次資料を入手するためには、システムの要因として、

- ① 利用者が個別資料の存在を意識せずに、体现形レベルで資料要求できる機能
 - ② 個別資料の動態情報を入手する機能
 - ③ 複数の所蔵館が所蔵する個別資料に対する予約割当機能
 - ④ 「図書館ポータルシステム」から所蔵館に対する予約・物流に関する指示を与える機能
- が必要となってくる。また制度的な課題として、
- ⑤ 既存のリクエスト制度・相互貸借制度を活用した予約・物流制度の確立
 - ⑥ 予約情報・相互貸借依頼情報に関して、「図書館ポータルシステム」管理団体と各公立図書館との管理・責任関係の明確化
- が必要となってくる。

また第四の制限に対する解決方策として、アクセスポイントの拡大が考えられる。

電子商取引で一般的に行われているのは宅配便による商品提供であるが、公立図書館サービスに

においては送料を図書館側が負担することは難しい。利用者に送料の実費を負担してもらうことにより宅配便によるサービスを行っている図書館もあるが⁸⁾、図書館法第17条との関係もあり導入にあたっては十分な検討が必要である⁹⁾。また宅配サービスにかかる図書館側の事務量を考慮すると膨大となり、その点において公立図書館における実現性は低いと考えられる。

またコンビニエンスストア等、利用者のアクセス性の高い民間企業に資料の貸出・返却を委託する事例¹⁰⁾も見受けられる。しかしこれも各自治体がどのようにアクセスポイントを設置するかという行政方針上の問題であり、「図書館ポータルシステム」参加自治体において統一的に実施することは難しいと考えられる。

その他に可能性があるとするれば、現在は利用者が利用登録可能な図書館に限定されているアクセスポイントを、「図書館ポータルシステム」参加館ならどこでも利用できるようにすることであろう。したがって制度的に、

- ⑦ 「図書館ポータルシステム」参加館が提供する全てのアクセスポイントの利用を可能とする制度

が実現可能な方法を検討する必要がある。あわせてシステムの、

- ⑧ 利用者が「図書館ポータルシステム」参加館から提供されるアクセスポイントを自由に選択できる機能を付与する必要がある。

3. 「図書館ポータルシステム」の制度的課題に関する検討

3.1. 制度的課題の検討方法

前章において、以下の制度的課題があることが明らかになった。

- ① 「図書館ポータルシステム」管理団体の制度的位置づけ
- ② 「図書館ポータルシステム」管理団体と各公立図書館との間の責任関係
- ③ 「図書館ポータルシステム」管理団体と「図書館ポータルシステム」利用者との間の責

任関係

- ④ 「図書館ポータルシステム」上の個人情報と各公立図書館が有する個人情報の管理および責任関係
- ⑤ 全国書誌・販売書誌と地域総合目録の連携機能の確立方法
- ⑥ 比較的簡便に地域総合目録の作成・維持をする方法の確立
- ⑦ 「図書館ポータルシステム」参加館において、迅速な所蔵情報の更新に関する制度
- ⑧ 既存のリクエスト制度・相互貸借制度を活用した予約・物流制度の確立
- ⑨ 予約情報・相互貸借依頼情報に関して、「図書館ポータルシステム」管理団体と各公立図書館との管理・責任関係の明確化
- ⑩ 「図書館ポータルシステム」参加館が提供する全てのアクセスポイントの利用を可能とする制度

各制度的課題の具体的解決策を論じる前に、現行の都道府県単位における図書館利用制度に「図書館ポータルシステム」を構築した場合にどのような制度的手続きがなされるのか確認しておく。

図1は図書館ポータルシステムによる利用登録から一次資料提供に至るまでの手続き上の流れを示したものである。

まず利用者が「図書館ポータルシステム」に利用登録・資料要求を行う。(制度的課題③)

次に「図書館ポータルシステム」側から利用館に対してリクエスト情報が提供される。これは利用便宜上、利用者連絡先・利用資料・資料所蔵館名といった情報が必要であり、個人情報が含まれる。(制度的課題④・⑨)

続いて利用者が要求した資料の所蔵館に対し、利用館に対する相互貸借依頼情報が伝達される。従来であれば利用館を通じて所蔵館に依頼される情報を「図書館ポータルシステム」が業務代行している。(制度的課題②・⑨)

そして既存の相互貸借制度を通じて資料が利用館に対して送付される(制度的課題⑧)。所蔵館は利用者に資料準備ができたことを連絡する。このとき、リクエスト情報として伝達された情報を利用する。(制度的課題④・⑨)

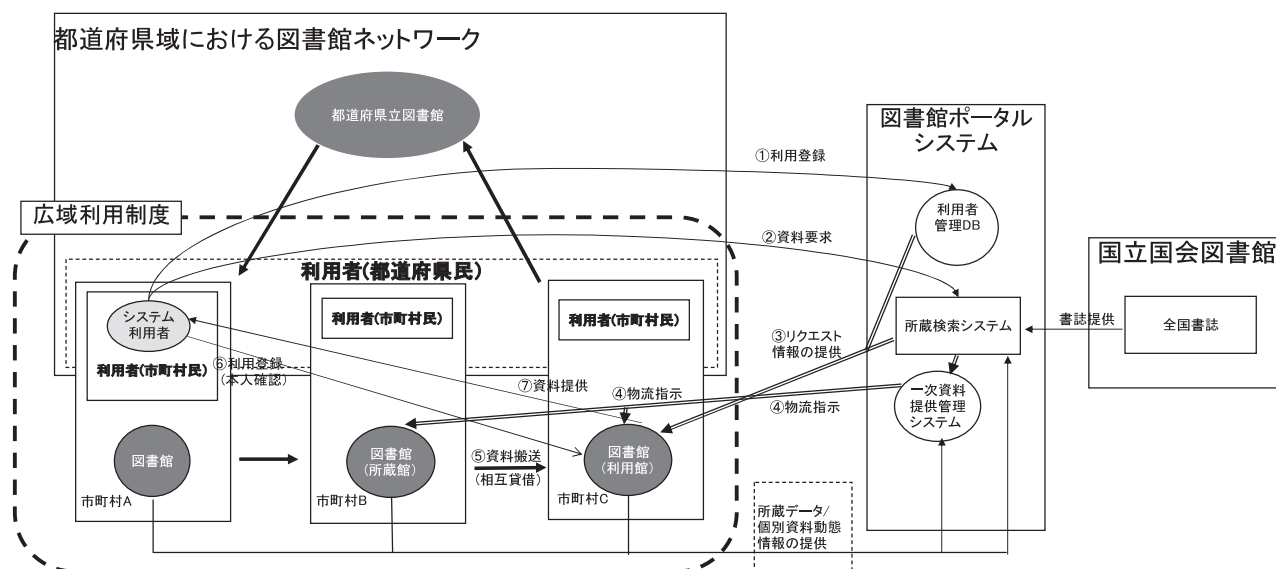


図1 「図書館ポータルシステム」を利用した一次情報提供までの「制度的手続き」

もし「図書館ポータルシステム」を通じて連絡する場合には、資料準備連絡にかかる事務の責任に関して責任関係を明らかにする必要がある。(制度的課題②)

そして利用者が利用館で利用登録を行い、一次資料提供に至る。この際、「図書館ポータルシステム」から提供された情報を利用登録に利用する場合には、再び個人情報取り扱いに関する制度の整備に関係してくる。(制度的課題④・⑨)

また、利用者が資料利用に対してアクセスポイントとした図書館が、当該自治体の規定する利用登録事項に合致しない場合、当該アクセスポイントを使用できる制度整備が必要となってくる。(制度的課題⑩)

以上が「図書館ポータルシステム」を通じた都道府県単位における利用登録から一次資料提供までに係る制度的課題である。さらに、これらの機能を実現するために系統的に全国書誌と各館所蔵目録のデータが必要となる。(制度的課題⑤・⑥・⑦)

これら「図書館ポータルシステム」の制度的課題を集約すると、

- (1) 都道府県域における相互貸借制度のあり方 (制度的課題②・⑧)
- (2) 個人情報の管理に関する制度 (制度的課題③・④・⑨)
- (3) 「図書館ポータルシステム」利用者のアク

セスポイントの拡大 (制度的課題⑩)

- (4) 蔵検索システムに対する書誌・目録情報の提供制度 (制度的課題⑤・⑥・⑦)

以上の4つに絞り込める。そして最終的にこれらをまとめたものが、「図書館ポータルシステム」管理団体をどのように位置づけ(制度的課題①)となる。次節以降では具体的な制度について論じる。

3.2. 都道府県域における相互貸借制度のあり方

第一に都道府県域における相互貸借制度の位置づけについて分析する。多くの都道府県では都道府県単位の図書館団体を通じて「相互貸借に関する協定」等を締結し¹¹⁾、主に都道府県立図書館が市町村立図書館へのサービス支援を目的に相互貸借にかかる物流システムを提供することによって相互貸借制度が実現している。

都道府県立図書館が当該都道府県域における相互貸借制度の提供・維持に関する役割を担うものとして、図書館団体である日本図書館協会では「公立図書館の任務と目標」¹²⁾において、第3章「都道府県立図書館」で都道府県立図書館が市町村立図書館の求めに応じてそのサービスを支援すること、さらに市町村立図書館間の相互協力のための援助を行うことをその任務として示している。

また、図書館法第18条に基づき文部科学大臣

によって示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」¹³⁾においても、第3章「都道府県立図書館」で市町村立図書館への援助、都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワークの整備、図書館間の連絡調整等の役割があることを示している。

このように図書館関係団体の目標だけでなく、法的な位置づけにおいても相互貸借制度の一義的な責任者が都道府県立図書館に帰せられるのは明白である。

ただし、「図書館ポータルシステム」管理団体の管理者が都道府県立図書館となるのか、あるいは「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」第3章4節にもあるように、“都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して”，すなわち都道府県域における図書館団体(都道府県図書館協会)となるべきか、なお検討すべきである。

また「図書館ポータルシステム」に参加する図書館においては、「図書館ポータルシステム」管理団体が保有する物流指示情報を受け取るものとし、相互貸借の所蔵館(貸出館)・利用館(借受館)ともにその物流指示に基づいて相互貸借業務を行うことを位置づける必要がある。

3.3. 個人情報の管理に関する制度

次に個人情報の管理に関する制度について検討する。

まず利用者に対し「図書館ポータルシステム」利用にあたり、「図書館ポータルシステム」の利用に必要な個人情報の取得することを利用登録前に事前に説明することは当然であるが、同時に取得した個人情報を利用館に対しても提供しうることを説明する必要がある。

なぜならば「3.1 制度的課題の検討方法」で示したように、「図書館ポータルシステム」を介した利用登録から一次資料提供のプロセスにおいては、「図書館ポータルシステム」管理団体と公立図書館との間において利用者の個人情報のやり取りが生じるためである。

具体的に挙げれば、「図書館ポータルシステム」管理団体が取得した予約情報(リクエスト者の個人情報)は、一次資料提供のアクセスポイントとなる利用館に提供しない限り資料の受取館(利用

者のアクセスポイントとなる館)はその後の連絡・利用登録等の手続きを実行することができない。したがって「図書館ポータルシステム」管理団体は、アクセスポイントとして選択可能な全ての公立図書館に対して個人情報提供可能な組織である必要がある。

既に相互貸借制度の主体者の検討において、「図書館ポータルシステム」の管理団体となりうる組織は①都道府県立図書館か②都道府県図書館団体のいずれかであるべきと示した。これらを個人情報管理の視点から再検討してみる。

まず「図書館ポータルシステム」管理団体が①都道府県立図書館であった場合であるが、都道府県立図書館は地方公共団体としての都道府県の行政組織であるため「個人情報の保護に関する法律」¹⁴⁾第11条の適用を受ける。ただし第11条は地方公共団体が保有する個人情報が適正な取り扱いを図られる措置を講ずることとしているのみであり、多くの都道府県では自らが保有する個人情報の適正な管理を定めるために個人情報の保護に関する条例を設置している¹⁵⁾。

都道府県における個人情報の保護に関する条例においては、個人情報の取得に関して実施機関(都道府県立図書館)があらかじめ利用目的を提示することで取得できるとすることが多い¹⁶⁾。

また他の地方公共団体(市町村)に対してその必要に応じて個人情報を提供するケースについても個人情報保護に関する条例で定めているケースが多い¹⁷⁾。これは個人情報を受け取る側の市町村においても同様である。

したがって「図書館ポータルシステム」管理団体を都道府県立図書館とし、「図書館ポータルシステム」の利用登録において個人情報取得の目的を明示することにより、制度的には実施可能となる。

その際「図書館ポータルシステム」利用者に対して、取得する個人取得の種類と使用目的、他機関に対する提供に使用することを明示することが必要である。

次に「図書館ポータルシステム」の管理団体を②都道府県図書館団体(県図書館協会等)とした場合、その図書館団体の法的な位置づけが問題となってくる。

既存の都道府県図書館団体の多くは、規約に基づき公立図書館・類縁機関・その他機関等によって構成されている「法人格の無い任意の団体」である。この場合には「個人情報保護に関する法律」の第2条の3で定める「個人情報取扱事業者」に相当する。

したがって都道府県図書館団体が管理団体となる場合、個人情報の取得・利用は①同様に利用目的の特定(法第15条)・利用目的の通知(法第18条)などに基づいて行う必要がある。また市町村立図書館への個人情報の提供については、同法第23条の2に基づいて第三者(市町村立図書館)に対して必要な個人情報の提供は可能である。

以上から、「図書館ポータルシステム」管理団体の主体が①・②いずれであっても、前提となる法令を遵守する限り、公立図書館と連携して予約・相互貸借依頼に必要な個人情報を利用することができる。

3.4. 「図書館ポータルシステム」利用者のアクセスポイントの拡大

次に「図書館ポータルシステム」における一次資料入手に関連してアクセスポイントの拡大方法について検討する。

繰り返しになるが図書館サービスは地方公共団体単位で行われており、基本的に当該自治体の住民に対するサービスである。多くの図書館では利用登録において住民または通勤・通学者などの利用登録条件を抱えている。一部に利用登録条件における制限の緩い図書館もあるものの¹⁸⁾、一般的には何らかの制限を設けていることが多い。

「図書館ポータルシステム」において参加館が提供する全てのアクセスポイントを一次資料の提供場所として利用できるようにするためには、

- ① 「図書館ポータルシステム」参加館すべての管理規則の利用登録条件を改正し、参加館の所在するいずれかの自治体に居住する住民の利用を認める。
- ② 「図書館ポータルシステム」参加館において広域利用に関する協定を締結し、参加館の所在するいずれかの自治体に居住する住民の利用を認める。

①・②いずれかの方法を制度化することで実現可能である。

しかし方法①によって制度化した場合は、当該地方公共団体における図書館サービスの範囲を公に当該自治体外に広げる行為となる。この場合、事務手続きの過程において関係部局の承認を得ることが難航することも予想される。

一方、方法②によって制度化した場合、当該地方自治体の管理規則における図書館サービスの範囲は従来どおり当該自治体住民等に留まる。広域利用協定に基づく利用者はあくまで当該自治体にとって例外的な利用であり、通常管理規則の利用登録条件上に「その他館長が認める者」等の例示があれば対応可能である。

以上から、方法②による制度化が妥当であると考える。具体的に広域利用協定の締結する方法であるが、事務手続きの煩雑さを考慮すると個々の図書館間で広域利用協定を締結するよりも、既存の都道府県図書館団体を通じて一括して締結する方が妥当である。

3.5. 所蔵検索システムに対する書誌・目録情報の提供制度

「図書館ポータルシステム」の所蔵検索システムは全国書誌に加えて参加館の所蔵情報から構成されている。したがって書誌と目録情報に関する情報供給について関係機関間の役割を制度的に定める必要がある。

まず全国書誌であるが、日本国内において全国書誌の供給源として考えられるのが国立国会図書館である。国立国会図書館ではJAPAN/MARCを作成しており、ウェブ上では所蔵目録としてNDL-OPACを公開している。また国立国会図書館と都道府県立図書館、政令市図書館が参加する「総合目録ネットワーク」を構築している。「総合目録ネットワーク」¹⁹⁾におけるオリジナルの書誌数はNDL-OPACをも上回っており、総合目録であると同時に国立国会図書館未所蔵の地域資料等の書誌を含めた全国書誌的な役割も果たしている。

いずれの情報源を使用するにせよ、書誌提供側の国立国会図書館のシステム負荷・作業事務にか

かる負担等を考慮した上で、「図書館ポータルシステム」管理団体と国立国会図書館との間で書誌情報の提供に関する協定又はそれに類する取り決めを結ぶ必要がある。

また販売書誌についても日本書籍出版協会等の外部データ²⁰⁾を参照するのであれば、同様に当該機関と書誌提供に関する契約等を結ぶ必要がある。

最後に参加館からの所蔵データの提供及び資料動態情報の提供に関する制度であるが、これは「図書館ポータルシステム」に参加するにあたっての協定・規約等を作成する際に、所蔵データ及び資料動態情報の提供に関する義務を参加館に課す旨を記載することで解決できる。その際目録の更新頻度を高めるために、システム参加館が新規受入資料について差分データを早急に提供するという努力目標を入れることが必要である。

3.6. 「図書館ポータルシステム」管理団体の設置主体

以上、これまで「図書館ポータルシステム」を設置・運営する上での制度的課題について検討してきた。

「3.2. 都道府県域における相互貸借制度のあり方」においては、相互貸借制度の運営に関する都道府県立図書館の責務を強調しつつ、相互貸借制度のあり方そのものについては都道府県図書館団体を通じて協定等を締結するのが一般的であることを確認した。

「3.3. 個人情報の管理に関する制度」においては、「図書館ポータルシステム」管理団体が都道府県立図書館又は都道府県図書館団体いずれによる場合でも制度整備が可能であることを確認した。

「3.4. 『図書館ポータルシステム』利用者のアクセスポイントの拡大」においては、「図書館ポータルシステム」利用者がシステム参加館から提供される全てのアクセスポイントにおいて資料を入手可能にするため、都道府県図書館団体を通じて広域利用協定等を締結することで実現できることを確認した。

最後に「3.5. 所蔵検索システムに対する書誌・目録情報の提供制度」においては、全国書誌提供

機関となる国立国会図書館と書誌情報提供に関する協定等を締結すること、また「図書館ポータルシステム」参加館からはシステムに参加するにあたり所蔵データとその資料動態情報の提供に関する義務を明文化することで解決できることを確認した。

以上から考えると、「図書館ポータルシステム」の管理団体は都道府県図書館団体とすることに妥当性があるように見える。しかし、都道府県図書館団体は「図書館ポータルシステム」という一大システムを管理運営し、利用者（参加館自治体の市町村民）の個人情報管理運営だけの組織となっているだろうか。都道府県立図書館団体の多くは、都道府県立図書館内に事務局をおいており、専任の職員数も多くは無い。また相互貸借や図書館ネットワーク以外のさまざまな図書館サービスに関する都道府県内の連絡調整等、その業務は多岐にわたっている。

このような運営状況において「図書館ポータルシステム」の管理を任せることは現実的には難しいと考える。むしろ「図書館ポータルシステム」を「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で示された都道府県立図書館の市町村立図書館に対する図書館ネットワークの整備に該当するものとみなし、その管理運営を都道府県立図書館に委ねる方に妥当性があると考えられる。

あわせて、これまで示してきたような相互貸借制度に関する協定・個人情報の管理に関する制度の明文化、広域利用に関する制度の明文化、参加館における所蔵データ及び資料動態情報の提供に関する制度の明文化、国立国会図書館からの書誌提供に関する制度的取り決めなどに関しては、都道府県立図書館団体を通じて協定・規約を通じて制度整備することが望ましいと考えられる。

4. 「図書館ポータルシステム」の技術的課題に関する検討

4.1. 技術的課題の検討方法

先に「2. シームレスな一次資料入手のための課題」において検討された技術的な課題は以下のとおりである。

- ① 「図書館ポータルシステム」上における利用者登録機能

- ② 「図書館ポータルシステム」と各公立図書館との間の個人情報照会機能
- ③ 全国書誌・販売書誌と地域総合目録の連携機能の確立方法
- ④ 比較的簡便に地域総合目録の作成・維持をする方法の確立
- ⑤ 利用者が個別資料の存在を意識せずに、体現形レベルで資料要求できる機能
- ⑥ 個別資料の動態情報を入手する機能
- ⑦ 複数の所蔵館が所蔵する個別資料に対する予約割当機能
- ⑧ 「図書館ポータルシステム」から所蔵館に対する予約・物流に関する指示を与える機能
- ⑨ 利用者が「図書館ポータルシステム」参加館から提供されるアクセスポイントを自由に選択できる機能

これらの課題はそれぞれ「図書館ポータルシステム」における(1)利用者管理データベース、(2)所蔵検索システム、(3)一次資料提供管理システムに位置づけられる。次節以降ではそれぞれの技術的課題を満たすシステム内容について検討する。

4.2. 「利用者管理データベース」の検討

「利用者管理データベース」の構築のためには技術的課題のうち①・②を実現する必要がある。

具体的には①は「図書館ポータルシステム」に対する利用登録機能とデータベース化であり、②は利用者が指定したアクセスポイントに対してリクエストに関する情報を提供する機能を有することである。

①に関してはオンライン商取引で行われているように、セキュアな条件の元で利用登録が可能なフォーム等を用意し、利用者自身の手によって登録を行える環境を提供できるようにする。当然のことながら利用登録自体はウェブ上から受け付けるものとしても、「利用者管理データベース」自体はウェブから切り離れたセキュアな環境下で管理することが要求される。

次に②アクセスポイントに対してリクエスト情報を提供する機能について検討する。

「図書館ポータルシステム」と参加館で使用している蔵書管理システムは別の情報システムであり、個人情報データに限らず相互のシステム間で直接データ通信を行うことは難しい。また一般的に自治体ごとに導入している図書館蔵書管理システムのパッケージは異なるため、中間的なインターフェースを設置する場合でもその図書館蔵書管理システムのパッケージに応じてインターフェースをカスタマイズする必要がある。カスタマイズは市町村立図書館に新たな経費負担を強いることにつながる可能性があり、この手法によるデータ通信網の構築は実現性が低い。

したがって、一般的なインターネット通信網を通じてリクエストに関する最低限の情報を送付する手法が妥当であると考えられる。

具体的には「図書館ポータルシステム」から参加館に送付される情報は、予約番号など直接個人情報情報が漏れる恐れのない数字などに留める。その代わりに参加館からはイントラネットを通じて「利用者管理データベース」に限定的にアクセスできるようにする。限定的にとは、予約番号からリクエスト者に関する必要最低限の個人情報(氏名・連絡先・利用資料名・資料所蔵館)を参照できるようにする、といったシステム構成が考えられる。

4.3. 「所蔵検索システム」の検討

「所蔵検索システム」の構築のためには技術的課題のうち③・④・⑤を実現する必要がある。

これまで述べてきたように、「所蔵検索システム」は参加館が所蔵する資料の書誌及び所蔵資料を検索することが可能であると同時に、合わせて全国書誌を確認できる機能を持つ。これは参加館の「未所蔵」資料であっても全国書誌から利用者が探している文献が「所在」することを確認できるようにするためである。

しかし全国書誌のような巨大なデータベースを包含する「所蔵検索システム」を作成することは、システム全体の肥大化が懸念される。また、国立国会図書館側で書誌調整等を行った場合、随時その書誌データの変更を「所蔵検索システム」に反映させる必要が生じてくる。

したがって「所蔵検索システム」内では全国書

誌そのものを複製した形で所有するのではなく、あくまで「所蔵検索システム」から全国書誌を参照する形とする方が現実的である。データを参照するに留めることにより、「所蔵検索システム」で管理するデータを圧縮し、また全国書誌作成・維持に関する部分は国立国会図書館の業務として位置づけることもできる。なお参照の方法については次節で論じる。

販売書誌についても同様にデータそのものを購入するのではなく、参照する形で外部データとしての利用に留めるようにする。

その上で全国書誌・販売書誌に含まれていないデータに関しては「図書館ポータルシステム」参加館から提供される必要がある。多くは刊行から間もない新着資料、郷土資料であると考えられる。書誌データの提供は、最初に当該資料を所蔵し目録に公開した館が提供するものとし、2館目以降の所蔵館についてはローカル情報のみ提供する。また最終的に全国書誌で当該書誌が公開された場合には、そちらを優先するシステム設計とする。

また個別資料の動態情報に関しては、参加館がウェブ上に公開している OPAC から取得できる場合には取得する。ウェブ上から動態情報を取得できない所蔵館については、所蔵館に対して自動メール送信等で照会することで取得できる。

4.4. 「標準番号・書誌番号総合目録」と他データベースとの参照方法

「所蔵検索システム」における所蔵情報の統合方法として、最も単純な形は標準番号を用いた総合目録を作成することである。

例えば図書における標準番号として、ISBN がある。ISBN はそれ単独で資料を特定できる最小書誌構成単位であり、それにローカル情報を付随することによって作成された総合目録が ISBN 総合目録である^{21) 22)}。

しかし ISBN 総合目録は ISBN が付与された資料でなければ作成できない。そこで ISBN に限定せず、国立国会図書館の全国書誌番号、民間 MARC 番号など書誌番号を含めた「標準番号・書誌番号総合目録」を構築することが考えられる。この場合、ISBN が存在しない資料に対してもいずれかの標準番号のもとに所蔵館情報を統合でき

書誌情報					所蔵館情報
ISBN	全国書誌番号	書誌ID	NS-MARC番号	T-...	所蔵館
978-4-326-10188-7	21557534	10048666	94617200		A県立,B市立,D町立,M市立...
978-4-326-50313-1	21531560	9986924	93774200		A県立
978-4-326-60213-1	21497240	9606562			C市立,F市立,S市立,V市立...
...

図2 「標準番号・書誌番号総合目録」の構造

る。

図2は「標準番号・書誌番号総合目録」の構造例である。機械的に書誌統合が行いやすく、目録作成にかかる時間的・作業的負担が少なく済む。

構築された「標準番号・書誌番号総合目録」と全国書誌の参照方法は、例えば「所蔵検索システム」の検索インターフェースから横断的に NDL-OPAC にアクセスし、既に同 OPAC で提供されているリンクリゾルバ「Database Liker」²³⁾の機能等を通じて「標準番号・書誌番号総合目録」にアクセスすることで実現できる。また、販売書誌についても同様の処理が考えられる。

また「標準番号・書誌番号総合目録」の更新までのタイムラグによる検索漏れを防ぐために、これを系統的に補う必要がある。具体的にはバックアップのシステムとしてシステム参加館が公開しているウェブ上の OPAC に対する「横断検索システム」も備えていることが考えられる。この機能は標準番号・書誌番号が存在しない資料を検索するためにも必要なバックアップ手段であると考えられる。

4.5. 「一次資料提供管理システム」の検討

「一次資料提供管理システム」の構築を実現するためには、技術的課題の⑦・⑧・⑨を実現する必要がある。

まず利用者自身が利用するアクセスポイントを指定できるように選択する機能が必要である。ここで資料の利用館が決定し、「一次資料に係るシステム」が物流における借受館を確定することができる。

次に相互貸借を依頼する館の決定である。所蔵館が単独の場合は自動的に相互貸借依頼館（貸出館）が決定する。あるいは複数の所蔵館がある場合には、予約の優先順位を決定する必要がある。

予約優先順位の決定については、「図書館ポータルシステム」を構築する都道府県における相互貸借の物流システムに添った形で優先順位をつけ

る必要がある。「一次資料提供管理システム」にこの情報を付与し、所蔵館の中から優先順位をつけていく機能を付与する必要がある。あわせて資料動態情報を獲得し、現在利用可能な資料を予約割当の優先順位を決定する機能を付与する必要がある。

予約割当が決定した図書館（依頼館）に対しての予約処理は、所蔵館がウェブ上にOPACを公開し、予約する機能がある場合には直接ウェブ予約をかける。その機能がない場合には、リクエスト情報の送付と同様にイントラネット等を通じて予約番号・資料番号・貸出先の図書館の情報を通知することで人的に予約をかけることが可能となる。

4.6. 「図書館ポータルシステム」のシステム構成

これまで「図書館ポータルシステム」構築のための技術的課題とその解決方法について論じてきた。図3はこれらを反映した形での「図書館ポータルシステム」の構成例である。

全体を俯瞰してみると、利用登録から所在・所蔵検索を経て一次資料入手に至るまでのプロセスを実現することができるシステム構成となっている

ることが明らかである。また、システムを構成する技術詳細については今後の検討課題としたい。

5. 結論

ここまで「図書館ポータルシステム」の最も基本的な要件である、利用者が「図書館ポータルシステム」を用いて①利用登録・②文献の所在・所蔵探索③一次資料を入手する機能に限定した上で、「図書館ポータルシステム」構築のための制度的・技術的な課題を検討し、その解決モデルを提案することを目指してきた。

第2章において、現在の公立図書館における資料提供の状況分析とオンライン書店のAmazonと比較を行い、利用登録から一次情報入手なシステムを実現する上での課題を整理した。これらの課題整理を元に第3章では制度的課題を、第4章では技術的な課題をそれぞれ検討し、具体的な解決方法を示すことができた。

以上からこれらの解決方法を満たすことにより、利用者が利用登録から一次資料を入手するまでシームレスに行うことができる「図書館ポータルシステム」を実現することが可能であると結論できる。

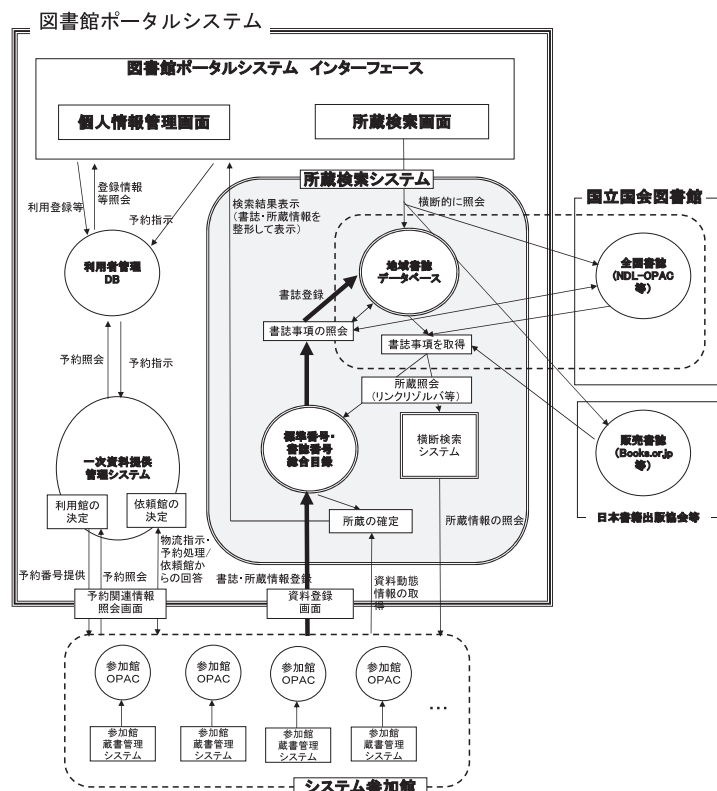


図3 図書館ポータルシステム構成例

<注・参考文献>

- 1) 間部豊「公共図書館における情報検索課題の解決のための概念モデル『図書館ポータルシステム』『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』Vol.1, 2009.3, p.373-394.
- 2) 利用登録を行わなくても所蔵調査や所蔵資料の取り置き、リクエストサービスの受付を行う公立図書館も多数ある。ただし、最終的に一次資料を入手するためには利用登録が必要となるケースが多い。
- 3) 「amazon.com」<http://www.amazon.com/>
「amazon.co.jp」<http://www.amazon.co.jp/>
(最終確認 2009/10/04)
以下、本論文では「Amazon」と表記する。
また、本論文では日本語版サイト (amazon.co.jp) を比較対象とする。
- 4) 例えば
石川県立図書館「石川県内図書館横断検索」
<http://www.library.pref.ishikawa.jp/htdocs/cross/index.html> (最終確認 2009/10/04) など、都道府県立図書館の多くで同様なシステムを提供している。
- 5) 都道府県単位における総合目録では
三重県立図書館「三重県図書館情報ネットワーク MILAI」
<http://www.milai.pref.mie.jp/index.html> (最終確認 2009/10/04) がある。関連文献として
①中川清裕「三重県の図書館ネットワーク」『みんなの図書館』No.285, 2001.1 p.18-21.
②文部科学省「これからの図書館像 (実践事例集)」事例 10 三重県図書館情報ネットワーク MILAI (三重県立図書館)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715/001.pdf (最終確認 2009/10/04) などがある。
また、山梨県立図書館「山梨県図書館情報ネットワークシステム」
<http://www.lib.pref.yamanashi.jp/tosyokan/kennet/index.html> (最終確認 2009/10/04)
も県域における総合目録である。関連文献として千野国弘「山梨県における総合目録データベースの取り組み」『関東地区公共図書館協議会研究集会報告書』2002年度, 2002, p.6-8. などがある。
- 6) 前出5の「三重県図書館情報ネットワーク MILAI」では三重県立図書館、菰野町図書館、ふるさと多度文学館の蔵書については当該館の OPAC の詳細画面にリンクが表示され、資料動態情報を確認できる。
- 7) 京都府立図書館「京都府図書館総合目録」
<http://www.library.pref.kyoto.jp/cgi-bin/ilisod/odplus.sh>
(最終確認 2009/10/04) では横断検索と ISBN による書誌同定を併用している。
- 8) 前出7の対市町村向けサービスである「K-Libnet」は、図書館間における相互貸借依頼機能が存在する。関連情報として、
①「K-Libnet と図書館協力」『図書館きょうと』No.37, 2002.1, p.3.
また、第15回総合目録参加館フォーラム (平成19年度) 平成20年2月21日開催・国立国会図書館関西館において、
②永木博美「京都府図書館総合目録ネットワーク (K-Libnet) を利用した相互貸借の現状と課題について」(発表) があった。
<http://somoku.ndl.go.jp/forum15.html>
(最終確認 2009/10/04)
- 8) 例えば横須賀市立図書館では有料の宅配貸出サービスである「図書館宅配便」を行っている。
横須賀市立図書館「図書館宅配便」
<https://www.yokosuka-lib.jp/licsxp-opac/contents/ksaku/takuhai.html> (最終確認 2009/10/04)
- 9) 田村俊作, 小川俊彦編『公共図書館の論点整理』勁草書房, 2008. p.59-83.
第3章「図書館サービスへの課金」などがある。
- 10) ①前出8の横須賀市立図書館でも「受取・返却サービス」の中で実施している。
<https://www.yokosuka-lib.jp/licsxp-opac/contents/tosyo/tosyo-info.html#P10> (最終確認 2009/10/04)
②所沢市立所沢図書館における事例
<https://lib.city.tokorozawa.saitama.jp/conveni.html>
(最終確認 2009/10/09)
- 11) 例えば
①埼玉県では埼玉県図書館協会公共図書館部会加盟館において、「埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定」を設けている。
<http://www.sailib.com/kisoku/taisyaku.pdf>
(最終確認 2009/10/04)
②岡山県では岡山県図書館協会第4条に定める施設会員を対象として、「岡山県図書館協会資料相互貸借規程」を設けている。
<http://www.libnet.pref.okayama.jp/tosyokan/mokuhyou/kitei/okayamaken.htm> (最終確認 2009/10/04)
- 12) 日本図書館協会図書館政策特別委員会「公立図書館の任務と目標」2004年3月改定 日本図書館協会
<http://www.jla.or.jp/ninmu.htm> (最終確認 2009/10/04)
- 13) 文部科学省告示第百三十二号「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」平成13年7月18日施行
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm (最終確認 2009/10/04)
- 14) 法令データ提供システム「個人情報保護に関する法律」
<http://law.e-gov.go.jp/htldata/H15/H15HO057.html>
(最終確認 2009/10/04)
- 15) 内閣府「地方公共団体において制定されている個人情報保護条例」
- 16) 例えば埼玉県では①「埼玉県個人情報保護条例」第5条で定めている。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A12/BD00/joho/jourei/kojin-jourei.htm> (最終確認 2009/10/04)
また石川県でも②「石川県個人情報保護条例」第4

条に同様な規定がある。

<http://www.pref.ishikawa.jp/joho/kojinjyoho/jyoureikaisei.htm> (最終確認 2009/10/04)

17) 前 16 ①第 11 条の三、前 20 ②第 6 条の六

18) たとえば埼玉県にある川口市立図書館では国内に住所のある者であれば利用登録が可能である。

川口市立図書館「はじめて利用するには」

<http://www.kawaguchi-lib.jp/docshp/use.html>
(最終確認 2009/10/04)

19) 国立国会図書館「総合目録ネットワーク」

公共図書館向けネットワークは非公開、一般向け：

<http://unicanet.ndl.go.jp/psrch/redirect.jsp?type=psrch>
(最終確認 2009/10/04)

20) 日本書籍出版協会「Books.or.jp」

<http://www.books.or.jp/> (最終確認 2009/10/04)

21) ISBN 総合目録は 1995 年に桜井武志（当時・文京区立真砂図書館）が DOS 上で動くプログラムとして開発した、ISBN を唯一の書誌・検索語とした総合目録である。関連文献として、

①桜井武志「パソコンによる ISBN 総合目録作成の試み」『図書館雑誌』Vol.86, No.6, 1995.6, p.438-441.

②桜井武志「ISBN 総合目録」『医学図書館』Vol.45,

No.4, 1998, p.479-480.

③古卷祐介「品川区立図書館における区外相互協力ネットワーク」『図書館雑誌』Vol.93, No.5, 1999.5, p.347-349.

④村中登「ISBN 総合目録のもたらしたもの」『図書館雑誌』Vol.94, No.8, 2000.8, p.554-555. がある。

22) 筆者はこの ISBN 総合目録のコンセプトに基づいて、ウェブ上における ISBN 総合目録である「Web-ISBN 総合目録」を作成した。現在、埼玉県高等学校図書館研究会において同県内高等学校の総合目録として運用している。なお「Web-ISBN 総合目録」の URL は非公開である。「埼玉県高等学校図書館研究会」

<http://www2.spec.ed.jp/krk/tosyokan/>
(2009/10/04 最終確認)

23) ① 国立国会図書館「Database Linker について」

<http://resolver.ndl.go.jp/ndl/help.html>
(最終確認 2009/10/14)

②「E971 - NDL-OPAC, リンクリゾルバによる外部データベースとの連携開始」『カレントアウェアネス-E』No.157, 2009.9.2

<http://current.ndl.go.jp/e971> (最終確認 2009/10/14)